

平成29年4月1日

第70期司法修習生の方々へ

**ようこそ、一弁へ！**

**第1版**

第一東京弁護士会への新入会員登録

**Q & A**

平成29年4月

(注：記載の情報は平成29年4月1日現在)

## 概 要

### (1) 弁護士登録について (Q1~Q5)

第70期司法修習生は、司法修習を終え、いずれかの弁護士会及び日弁連に登録し、弁護士となることができます。なお、東京には3つの弁護士会があります。

### (2) 弁護士登録申請の費用・会費について (Q6~Q9)

第70期司法修習生の弁護士登録には10万円が必要になります(登録免許税6万円、弁護士会入会金3万円、日弁連登録料1万円)。これは東京三会のいずれの弁護士会でも同額です。その他、月額の手会費等がかかります。

### (3) 弁護士会への納付金等について (Q10)

東京三会では、弁護士会の関与のもとで、法律相談・当番弁護士等の業務を取り扱った場合に、受領した弁護士料や報酬の一定割合(5%・10%等)を所属する弁護士会に納付するという制度があります。

### (4) 出産・育児や女性会員への対応について (Q11~Q12)

一弁の場合、出産する女性会員は申請により合計で4ヶ月分の一弁の本会会費が免除されます。また、男女を問わず、子が2歳に達するまでの育児中、一定の要件を満たす場合、申請により任意の連続8ヶ月間を上限に一弁の本会会費が免除されます。なお、物的施設としては、会館内に、授乳、搾乳、休息等に利用可能な女性会員専用室が設置されています。

女性弁護士の活動の場の拡大や育児等のサポートについて、男女共同参画推進委員会、育児会員向け支援対策検討PT等で常に検討中です。

### (5) 第70期司法修習生の入会手続について (Q13~Q15)

第70期司法修習生向けの入会申請書は、2017年8月中旬より、一弁HPに掲載されています。<http://www.ichiben.or.jp/> 詳しくは、一弁会員課(Tel:03-3595-8580)へも相談可能です。一弁では、原則として、一弁の弁護士が紹介者となる必要がありますが、入所先の事務所に一弁会員の弁護士がいない等の事情がある場合は、入会申込時に「事情届」を作成して一弁に提出することになります。

### (6) 若手会員向けの対応(班制度・若手研修・若手会員委員会)について (Q16~Q22)

一弁では、63期以降、毎年の新人弁護士が6つ(63期から66期は各期5つ)の班に分かれ、新入会員入会時の一弁の副会長が班長となって、班ごとに勉強会や懇親会をする制度があります。

また、若手弁護士への基礎研修に力を入れており、集合研修・個別研修・委員会研修、弁護士の心構え、国選弁護・法律相談の受任手続、若手弁護士の体験談のパネルディスカッションなど多彩な研修があるほか、登録10年目までの若手で構成する若手会員委員会も活発に活動しています。

## Q & A

### (1) 弁護士登録について

**Q 1 70期修習生ですが、研修所を卒業すれば弁護士になれるのですか。**

**A 1** 弁護士法 4 条で「司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する」とされており、70期修習生は司法修習を終えたら弁護士となる資格が与えられます。

**Q 2 70期修習生ですが、日弁連に入会しないで弁護士になることはできるのですか。**

**A 2** 弁護士法 8 条で「弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない」とされ、日弁連への加入が強制されています。また、日弁連に加入するには「入会しようとする弁護士会を経て」登録申請をしないとされ（同法 9 条）、都道府県にあるいずれかの弁護士会（単位会）への入会も必要です。

**Q 3 70期修習生が弁護士になるには日弁連の他に、東京ではどの弁護士会に入会すれば良いのですか。**

**A 3** 東京で弁護士となるには、東京三会（東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会）のいずれかに入会申請をしなければなりません。東京三会のいずれにするかは入会申請者の選択で決められます。

**Q 4 東京になぜ3つの弁護士会があるのですか。**

**A 4** 約 90 年前（1923 年 3 月）、現在は廃止された当時の弁護士法の規定において、各都道府県において所属する弁護士 300 名以上にして内 100 名以上の同意があるとき、弁護士はあらたに弁護士会を設立できるとされ、その規定に基づいて東京弁護士会（東弁）から第一東京弁護士会（一弁）と第二東京弁護士会（二弁）とが分かれて設立され、現在に至っています。

なお、全弁護士 3 万 9028 名のうち、併せて 1 万 8253 名の弁護士が東京三会に所属しています（平成 29 年 4 月 1 日現在）。

**Q 5 第一東京弁護士会は、どのような特徴がありますか。**

**A 5** 一弁は、伝統的に和気あいあいとした雰囲気のもとに会員が集っています。若手会員に対しては、班制度を設け、研修にも力を入れています。若手会員委員会を始め、若手会員の活躍している委員会も多数あります。

## (2) 弁護士登録申請の費用・会費について

**Q6 東京三会の場合、入会の際の登録料はいくらですか。金額に違いがありますか。**

**A6** 70期の方が弁護士登録するには、以下①～④の費用がかかります。①～④は東京三  
会いずれも同じ金額です。

- ① 登録免許税 6万円（弁護士名簿登録請求書へ収入印紙を貼付）
- ② 弁護士会入会金 3万円
- ③ 日弁連登録料 3万円（司法修習を終え引き続き登録する者は1万円）
- ④ 月額会費

	会費（注）	日弁連会費	日弁連特別会費	合計
東弁	0	6,200	4,200	10,600
一弁	0	6,200	4,200	10,600
二弁	0	6,200	4,200	10,600

（注）修習終了後6ヶ月間は会費免除、平成30年6月より4,500円を納入いただきます。

**Q7 東京三会の本会会費は毎年上がるのですか。**

**A7** 70期の場合、現在の規則では、東京三会とも同額です。東京三会の本会会費は下表  
のように逡増することになっていますが、これは入会当初の会費を低く抑え、4年目以降  
は徐々に増額され、6年目以降の金額が一般会費となります。

（東京三会の本会会費：月額）

本会会費	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目(以降)
東弁	4,500	4,500	4,500	9,500	14,500	18,000
一弁	4,500	4,500	4,500	9,500	14,500	18,000
二弁	4,500	4,500	4,500	9,500	14,500	18,000

**Q8 日弁連会費は毎年上がるのですか。**

**A8** 70期の場合、登録から丸2年間は月額6,200円、3年目から月額12,400円となりま  
す（ただし、日弁連総会を経て会費額が変更となる場合があります。）。

**Q9 東京三会での10年目までのトータルでの会費総額を教えてください。**

**A9** 70期の場合、今後、日弁連と東京三会の月額会費が変動しないとの想定において、  
丸10年が経過するまでに以下の金額を納付することになります。

（10年分総額）

	本会会費	日弁連会費	日弁連特別会費	合 計
東弁	1,611,000	1,339,200	344,400	3,294,600
一弁	1,503,000	1,339,200	344,400	3,186,600
二弁	1,530,000	1,339,200	344,400	3,213,600

※金額の差は本会会費の増額時期が東京三会で異なるためです。

### (3) 弁護士会への納付金等について

**Q10 東京三会には、法律相談や当番弁護士等を扱くと、報酬の一部を弁護士会に納付する制度があると聞きました。内容を教えてください。**

**A10** 東京三会では、弁護士会の関与のもとで、法律相談・当番弁護士等の業務を取り扱った場合に、受領した弁護士料や報酬の一定割合（5%・10%等）を、「会員特別負担金」や「納付金」として、所属する弁護士会に納付するという制度があります。ただ、一弁では、破産管財人の報酬について納付金はありません。その他、納付金等の制度の正確な内容と運用は、東京三会の各担当事務局にお問い合わせ下さい。

### (4) 出産・育児や女性会員への対応について

**Q11 出産や育児中についての配慮はありますか。**

**A11** 現行の制度として、出産する女性会員に対し、出産予定日の属する月の前月から 4 か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日の属する月の前々月から 6 か月間）の一弁の本会会費が免除されます。また、男女を問わず、子が 2 歳に達するまでの育児期間中、業務時間が育児のために週 20 時間を下回った場合で、申し出があったときは、任意の連続する 8 ヶ月間を上限に一弁の本会会費が免除されます（出産した女性の場合一般的には 1 年の会費免除ということになります。）。

平成 28 年 6 月に育児会員向け支援対策検討プロジェクトチームが設置されました。同 P T では育児中の会員サポートについての施策を検討し、必要な制度を実施していきたいと考えています。

物理的施設としては、会館内(13 階)に、授乳、搾乳、休息等に利用可能な女性会員専用室が設置されています。

**Q12 男女共同参画に向けての取組はありますか。**

**A12** 女性の参画を促すため、役員、委員長、委員等を弁護士会員の男女比と同等とする等の一定の割合にする努力目標を定めた宣言（「弁護士会会務における男女共同参画についての提言」）が採択されています。男女共同参画推進委員会において、会内の女性の声を積極的にとりいれて発信する活動や、一弁の女性会員を対象に女性社外取締役候補者

名簿を整備して公表する等の活動をしています。

## **(5) 第70期修習生の入会手続について**

**Q13 70期修習生が研修所修了後に一弁に入会するには、いつまでに、どうすれば良いのですか。**

**A13** 70期の場合、一弁に入会するには、70期向けの入会申請書を一弁HPから以下にアクセスしてダウンロードできます。平成29年8月中旬からHPに掲載される予定です。  
<http://www.ichiben.or.jp/> 69期以前の方が一弁に登録換えする場合の入会申込書は、一弁事務局（弁護士会館11階）で配布されています。

70期の一斉登録日（修習を終えて最も早く弁護士登録がなされるであろう日）に登録をしたいと考える場合には、入会受付期間内に、入会申請書に添付書類と必要な印紙や登録料を添えて一弁事務局へ簡易書留郵便で提出する必要があります。70期の入会受付期間は、平成29年9月中を予定しております（受付期間が決まり次第、一弁HP「入会について」に掲載いたします。また、会員課（03-3595-8580）にもお問い合わせ下さい。）。

なお、入会申込書の記載内容に疑問があれば一弁会員課（Tel:03-3595-8580）に連絡すると親切に教えてくれます。

**Q14 自分が入所する事務所には一弁会員の弁護士はいませんが、一弁に入会できるのですか。**

**A14** 入会できます。弁護士法4条で「司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する」とされ、70期修習生は修習を終えたら弁護士となる資格がありますので、所属事務所の他の弁護士がいずれの会に入会しているかは問題となりません。

**Q15 一弁に入会申請する場合、紹介者の署名は必須ですか。私は「ソクドク」（即独）したいと考えていますので、紹介者をお願いできないのです。**

**A15** 一弁では、入会申込書に紹介者1名（一弁会員に限る）の署名押印が必要とされるのが原則ですが、例外として、「会長が認めるときは紹介者の署名を必要としない」とされています。70期の場合で、「ソクドク」（即独）される場合や、登録予定先に一弁会員の弁護士がない等、紹介者1名の署名を得ることができない事情がある場合は、入会申込時に「事情届」を作成して一弁に提出してください。

## **(6) 若手会員向けの対応（班制度・若手研修・若手会員委員会）について**

**Q16 一弁には若手会員を複数の班に分けて研修や懇親会を催す「班制度」があると聞きました。詳しく教えてください。**

**A16** 一弁では、63期以降、毎年の新人弁護士がいくつかの班に分かれ、新入会員入会時の一弁の副会長が班長となり、各班の幹事が総務担当・メーリングリスト担当・研修担当等を分担し、新規登録研修当日・倫理研修当日に班ごとの懇親会開催や、暑気払い・忘年会・勉強会や懇親活動等が継続的に行われています。班長は副会長退任後もその立場で班の活動に参加します。70期の場合6つの班に分かれます。

司法制度改革により東京三会では新入会員弁護士数が急増し、同期の間で紐帯（同期としての連帯感や信頼関係に基づく人間関係）が築きにくいという意識のもとに班制度が発足しました。一弁修習でなくて一弁に入会した新入会員、組織内弁護士になって組織内に同期がいない新入会員、事務所に同期がいない会員はもちろん、事務所に同期がいる新入会員でも、新たに知り合いになれた同期と交流することで、新たな人間関係が構築でき、一弁に入会してよかったと、歓迎されている制度です。たとえば、69期は平成29年1月に班ごとの懇親会が開催され、その後、年に何回か班ごとのゼミや飲み会が行われています。

**Q17 弁護士になったら、国選事件や法律相談・当番弁護も手がけてみたいと思いますが、一弁では新人向けに何かサポートをして頂けるのですか。**

**A17** 一弁では若手弁護士への基礎研修に力を入れています。若手弁護士向けには、集合研修・個別研修・委員会研修として、弁護士の心構え、国選弁護・法律相談の受任手続、若手弁護士の体験談のパネルディスカッションなど多彩な研修があります。研修は、eラーニングを含めて基本的に無料です。また、若手会員向けだけではなく、会員サポート窓口、メンタルヘルス・カウンセリングサポートなどの制度も利用できます。

**Q18 一弁ではどのような研修をするのでしょうか。また、忙しくて参加出来ないとうなるのですか。**

**A18** 一弁の研修には、3つの特徴があり、第1に専門実務分野の研修が多いこと、第2に先ほどの若手弁護士への基礎研修に力を入れていること、第3にeラーニングの研修環境を取り入れるなど利用しやすい研修を目指しています。専門研修には、建築紛争、事業再生、倒産事件、労働事件、会社法事件、涉外事件、刑事事件などの専門的実務分野に力を入れ、また、研修予定時間に急な仕事が入っても、eラーニングがあれば自宅や事務所からHPにアクセスして研修ができます。

**Q19 一弁での最近の会員弁護士向け研修の頻度と題材を教えてください。**

**A19** 一弁の総合研修センターでは、各専門研修を分野・年度別に整理した研修マップを基礎に、法科大学院の著名教授や研修所元教官などで構成される研修顧問団とネットワークをもとに、毎年春秋にテーマを決めてシリーズとしての専門研修講座を行い、年間8回（平成28年度は5回実施しました）の研修を行っています。

**Q20** たとえば、今年の研修テーマや内容を具体的に教えてください。

**A20** 平成 29 年度も多く研修が予定されており、「若手スキルアップ研修」、弁護戦略・法廷技術・医療法律相談・中小企業支援・裁判員裁判など、幅広い研修を用意しております。

- 平成 28 年度は、
1. 破産・個人再生申立ての実務（東京地裁破産再生部裁判官），
  2. 企業倒産の新たな手法・REVIC による特定支援業務（三森仁・地域経済活性化支援機構・常務取締役，竹山智穂・地域経済活性化支援機構・執行役員，片野武志・地域経済活性化支援機構・マネージング・ディレクター，池内稚利弁護士、森直樹弁護士），
  3. 攻めのガバナンスに貢献する役員報酬（阿部直彦氏・ペイ・ガバナンス日本株式会社代表取締役，柴田堅太郎弁護士），
  4. パワーハラスメントに関する法律実務（外井浩志弁護士），
  5. すぐに役立つ！犯罪被害者相談の方法と代理人としての活動報告（宮川倫子弁護士，山崎勇人弁護士，上谷さくら弁護士，池本壽美子弁護士，小野章子弁護士）
  6. 裁判官から見た弁護人の公判活動（東京地裁刑事部裁判官），
  7. 子の監護者指定の実務について（東京家裁裁判官）等の研修を実施いたしました。

**Q21** 一弁の場合、新入会員は、いずれかの委員会に研修委員として参加すると聞きました。この制度の内容を教えてください。

**A21** 一弁では、新入会員となった場合、入会から 1 年間は希望する委員会に研修生として参加することになります。もちろんご自分の希望で委員会を選ぶことができます。一弁には、人権擁護委員会、刑事弁護委員会、消費者問題対策委員会、民事介入暴力対策委員会、労働法制委員会、\*総合法律研究所等、沢山の委員会があります。弁護士として活動する際の参考となる先輩弁護士の経験談などをお聞きできるかもしれません。

\*総合法律研究所とは、会員の自己研鑽を促進するとともに、当会の法律実務に対するノウハウ、知的財産等の蓄積を図り、文字どおり当会のシンクタンクとして研究成果を広く一般会員の利用に供することを目的に創設されたものです。主な研究部会としては会社法研究部会、倒産法研究部会、知的所有権法研究部会、租税訴訟実務研究部会があります。総合法律研究所の各研究部会の活動については、当会 HP

<http://www.ichiben.or.jp/approach/kenkyu/>をご覧ください。

**Q22** 一弁では、新入会員や若手弁護士が積極的に活動を行っている委員会があると聞きました。どのような委員会か教えてください。

**A22** 新入会員や若手弁護士が積極的に活動を行っている委員会は少なくありませんが、ここでは「若手会員委員会」を紹介します。

「若手会員委員会」は、弁護士登録後 10 年目以内の会員によって構成される委員会で、おおむね登録 5 年目までの会員を若手会員と位置付け、多くの若手会員の方に一弁への帰属意識を高めて頂くとともに、若手会員間相互の連帯感・一体感を感じて頂くことを目的として、若手会員向けのスキルアップ研修や研修後の懇親会、修習修了 5 周年記念パーティー等の企画・開催、若手会員を対象としたその勤務実態・当会に対する要望等に関するアンケート調査等の活動を行っています。

「若手会員委員会」は、弁護士登録後 10 年目以内の会員によって構成されていることもあり、新入会員同士が少し年次の上の若手弁護士に気軽に相談したり、経験談を聞くことで、参考になることもあるようです。

以上

第 70 期司法修習生の方々へ

**ようこそ、一弁へ!**

第一東京弁護士会への新入会員登録 Q & A

**第一東京弁護士会**

問い合わせ先

第一東京弁護士会 業務推進第二課

TEL: 03-3595-8582

FAX: 03-3595-8577